

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	24	Column	<p>●デートDV110番 TEL：050-3204-0404 (火～木曜19～21時, 土曜18～21時)</p>	<p>●デートDV110番 TEL：050-3204-0404 (月～土曜19～21時, <u>チャット相談あり</u>)</p>
2	25	Column	<p style="text-align: right;"><b>Column</b></p> <p>●LGBTとSOGI</p> <p>LGBTとは、性的に少数の立場にある当事者の総称である。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に法的・社会的に割り当てられた性とは異なる性を生きる者）の頭文字だが、実際にはこの4つ以外にもさまざまな性的指向や性自認があり、明確な性自認のないQ（Questioning, Queer）や恋愛感情や性的欲求を持たないA（Asexual）を加えたLGBTQ, LGBTAなど、さまざまな呼び方がある。</p> <p>そこで、個人の性的指向と性自認を総称したSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）という呼称も広まっている。多数派と少数派に区別することなく、全ての人がそれぞれの性的指向と性自認を持つという、社会的包摂（▶p.82）に基づいた考え方である。</p> <p>性別違和がある場合、性同一性障がいの診断を受け、条件を満たせば戸籍上の性を変更できる。</p>  <p>ちば 千葉県千葉市の「パートナーシップ宣誓制度」で証明書を手にした事実婚や同性カップル。</p>	<p style="text-align: right;"><b>Column</b></p> <p>●LGBTとSOGI</p> <p>LGBTとは、性的に少数の立場にある当事者の総称である。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に法的・社会的に割り当てられた性とは異なる性を生きる者）の頭文字だが、実際にはこの4つ以外にもさまざまな性的指向や性自認があり、明確な性自認のないQ（Questioning, Queer）や恋愛感情や性的欲求を持たないA（Asexual）を加えたLGBTQ, LGBTAなど、さまざまな呼び方がある。</p> <p>そこで、個人の性的指向と性自認を総称したSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）という呼称も広まっている。多数派と少数派に区別することなく、全ての人がそれぞれの性的指向と性自認を持つという、社会的包摂（▶p.82）に基づいた考え方である*。</p> <p>性別違和がある場合、性同一性障がいの診断を受け、条件を満たせば戸籍上の性を変更できる。</p>  <p>ちば 千葉県千葉市の「パートナーシップ宣誓制度」で証明書を手にした事実婚や同性カップル。</p> <p>*LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)が2023年6月に施行された。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、その多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。</p>

番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
3	29	5	<p><b>5 結婚に関する法律(民法) ㊦</b></p> <p>第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。</p> <p>第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。</p> <p>第733条 <u>①女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</u></p> <p>第734条 ①直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。</p> <p>第739条 ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。</p> <p>第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。</p> <p>第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。</p>

訂正箇所  
番号 ページ 行

## ⑤ 結婚に関する法律(民法) ㊦

第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。

第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第733条 削除(女性の再婚禁止期間廃止▶p.31)。

第734条 ①直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

第739条 ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

4 31 側注⑤

4

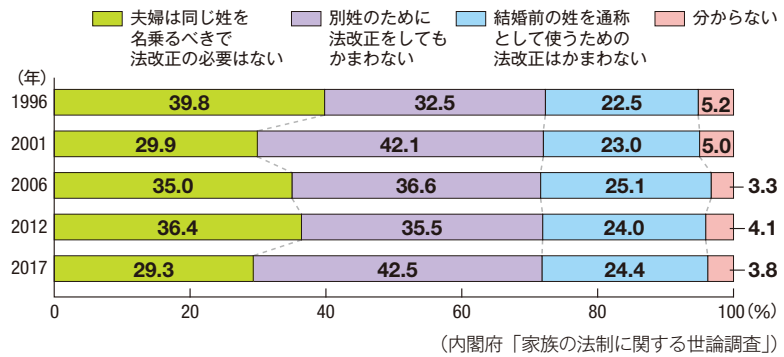
● 法改正の動き

10 社会の変化に伴い、結婚観や家族に対する考え方は、大きく変化した。現行民法は、個人の尊厳と両性の平等という面から見て、不十分な部分があるため、1996年に、法制審議会において民法の改正が検討された。このうち<sup>②</sup>非嫡出子の法定相続分は2013年改正で<sup>③</sup>嫡出子と同等に、<sup>④</sup>女性の再婚禁止期間<sup>⑤</sup>は2016年改正で6か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では婚姻開始

15 年齢が男性18歳、女性16歳から男女とも18歳となった。しかし、<sup>⑥</sup>選択的夫婦別姓<sup>⑦</sup>など、まだ国会での審議に至っていない検討課題もある。

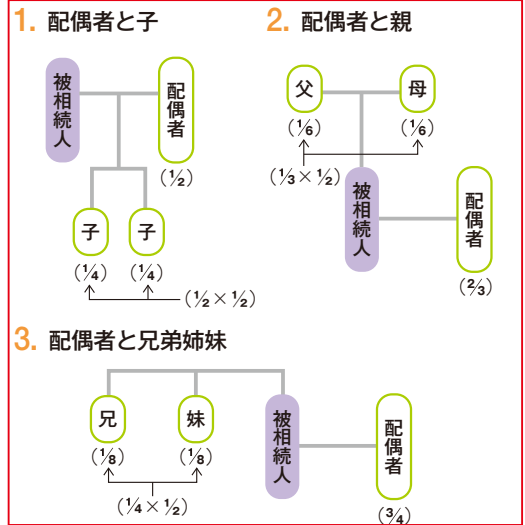
14-15

⑤ 夫婦別姓に対する世論の推移



⑤ 2016年改正では、女性が前婚の解消・取消時に妊娠していないか、解消・取消後に出産した場合、100日以内でも再婚できることになった。

④ 法定相続の例



家族・家庭

TRY

選択的夫婦別姓制度が実現した場合、あなたはどのような選択をするだろうか。その理由や、子どもの姓はどうするかも含めて考えよう。

● 法務省法制審議会答申（1996年）の改正案

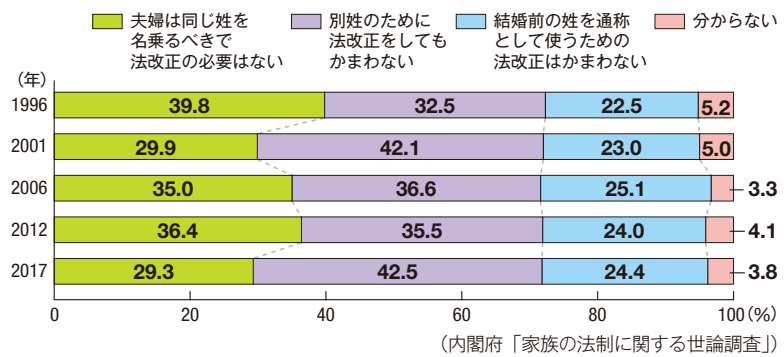
現行	改正案
夫婦は同姓	● 同姓または別姓を選択できる。 ● 子どもの姓は婚姻時に決める。

### ● 法改正の動き

10 社会の変化に伴い、結婚観や家族に対する考え方は、大きく変化した。現行民法は、個人の尊厳と両性の平等という面から見て、不十分な部分があるため、1996年に、法制審議会において民法の改正が検討された。このうち<sup>②</sup>非嫡出子<sup>①</sup>の法定相続分は2013年改正で<sup>③</sup>嫡出子<sup>④</sup>と同等に、<sup>⑤</sup>女性の再婚禁止期間<sup>⑥</sup>は2016年改正（同年施行）では6か月から100日に短縮され、さらに、2022年改正

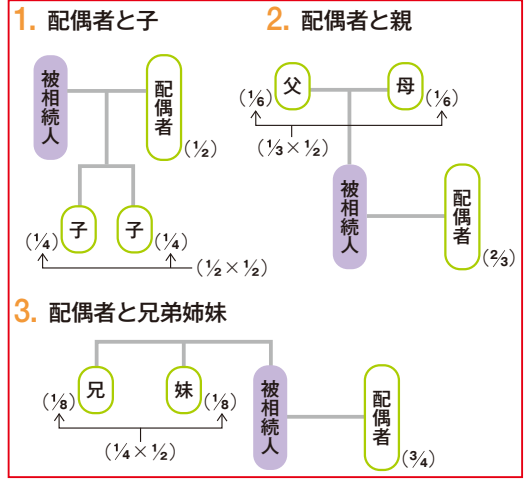
15 （2024年施行）では、<sup>⑦</sup>期間そのものが廃止された。また、婚姻開始年齢は2018年に男性18歳、女性16歳から男女とも18歳に改正された（2022年施行）。しかし、<sup>⑧</sup>選択的夫婦別姓<sup>⑨⑩</sup>など、まだ国会での審議に至っていない検討課題もある。

### ⑤ 夫婦別姓に対する世論の推移



⑤ 2016年改正では、女性が離婚時に妊娠していないか、離婚後に出産した場合、100日以内でも再婚できるとしたが、2022年改正では期間自体が廃止された。また、離婚後300日以内に生まれた場合は、前夫との子と推定されるが、母親の再婚後に生まれた場合は、300日以内でも新しい夫との子と推定する例外規定も設けられた。

### ④ 法定相続の例



**TRY**

選択的夫婦別姓制度が実現した場合、あなたはどのような選択をするだろうか。その理由や、子どもの姓はどうするかも含めて考えよう。

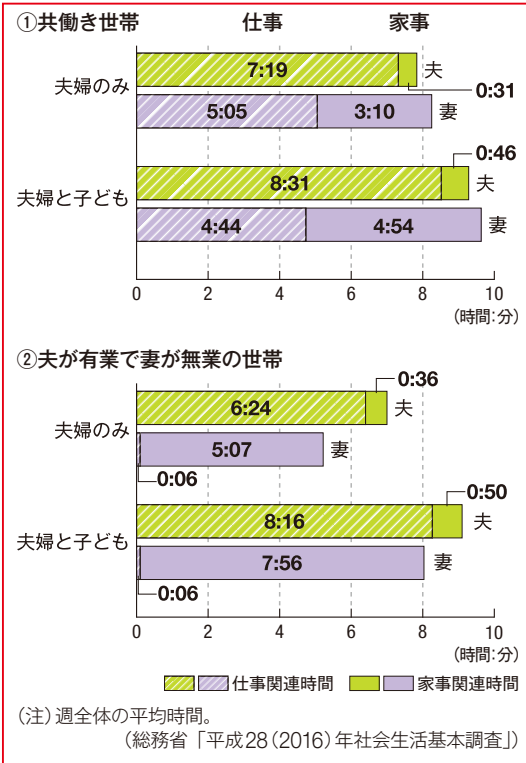
● 法務省法制審議会答申（1996年）の改正案

現行	改正案
夫婦は同姓	● 同姓または別姓を選択できる。 ● 子どもの姓は婚姻時に決める。

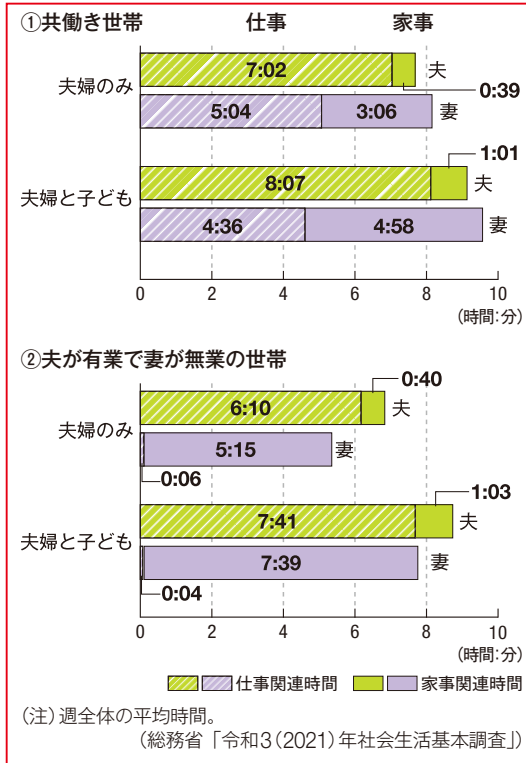


5 32 ①

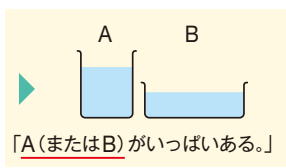
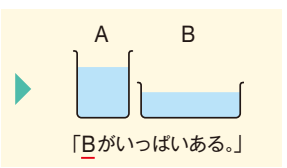
① 夫婦が仕事と家事に費やす時間の比較



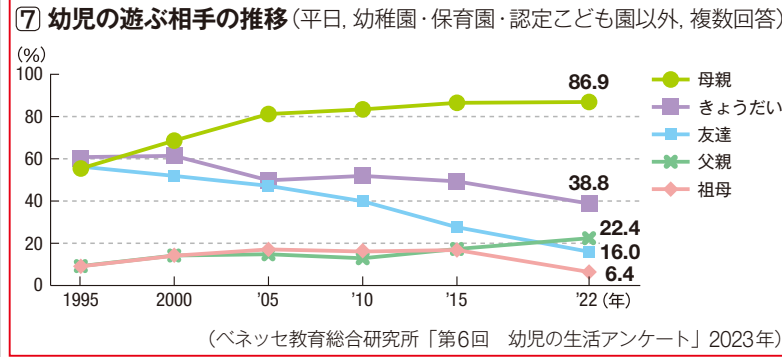
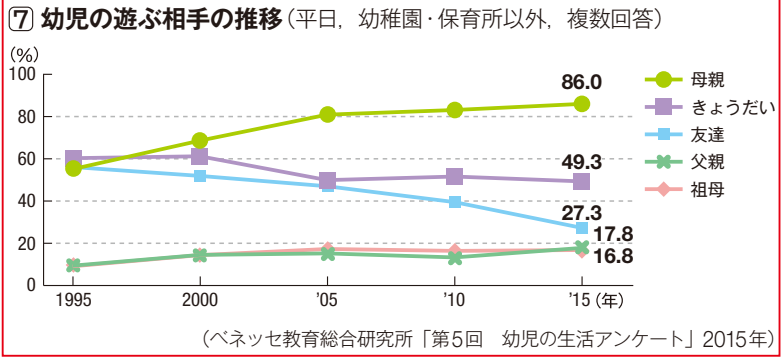
① 夫婦が仕事と家事に費やす時間の比較



6 44 ②



7 45 7



9 56 側注⑥

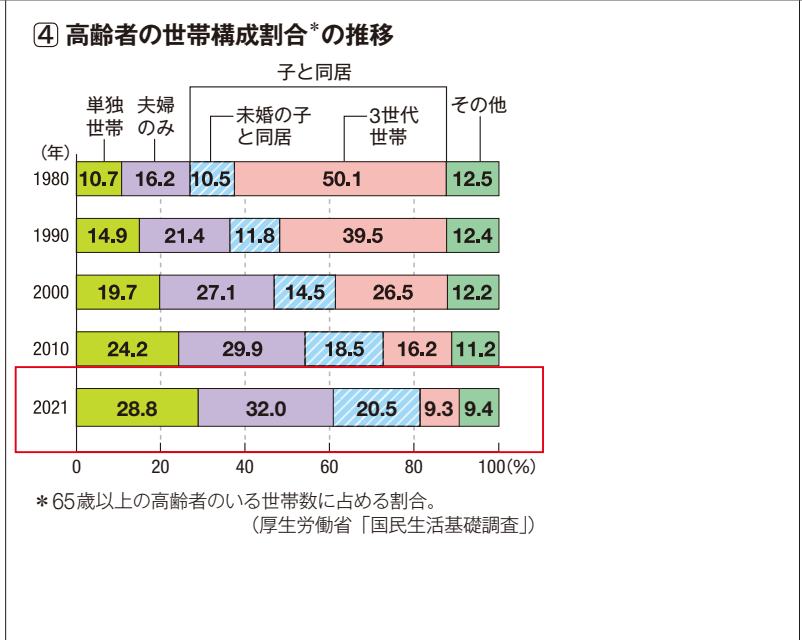
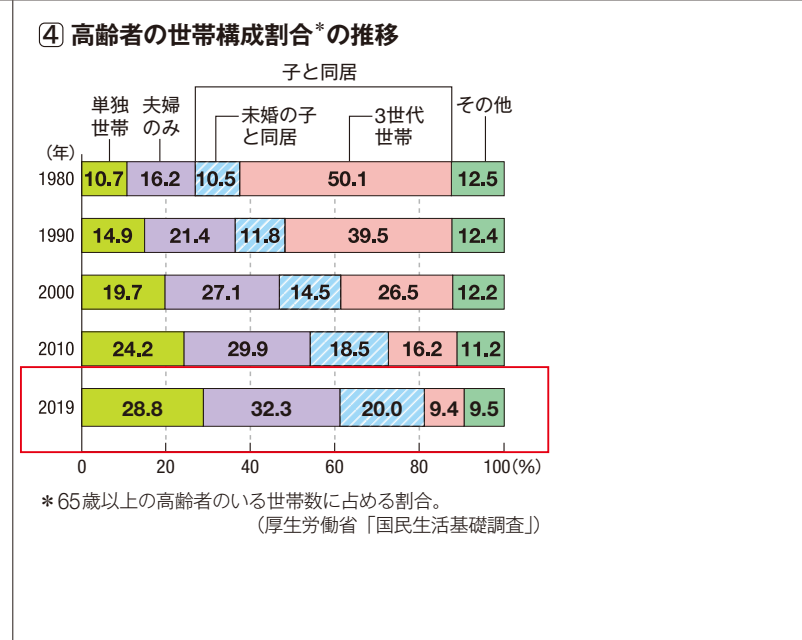
- 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務
  - 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限
  - 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日)
- 

- 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認、男性の育児休業取得状況などの公表(労働者が1,000人を超える事業主対象)の義務
  - 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限
  - 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日)
-

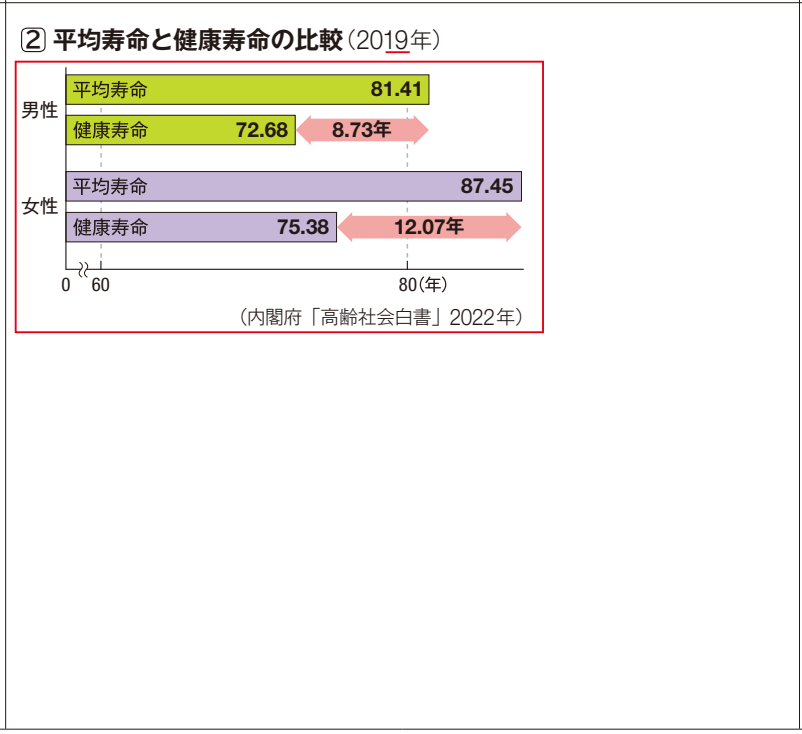
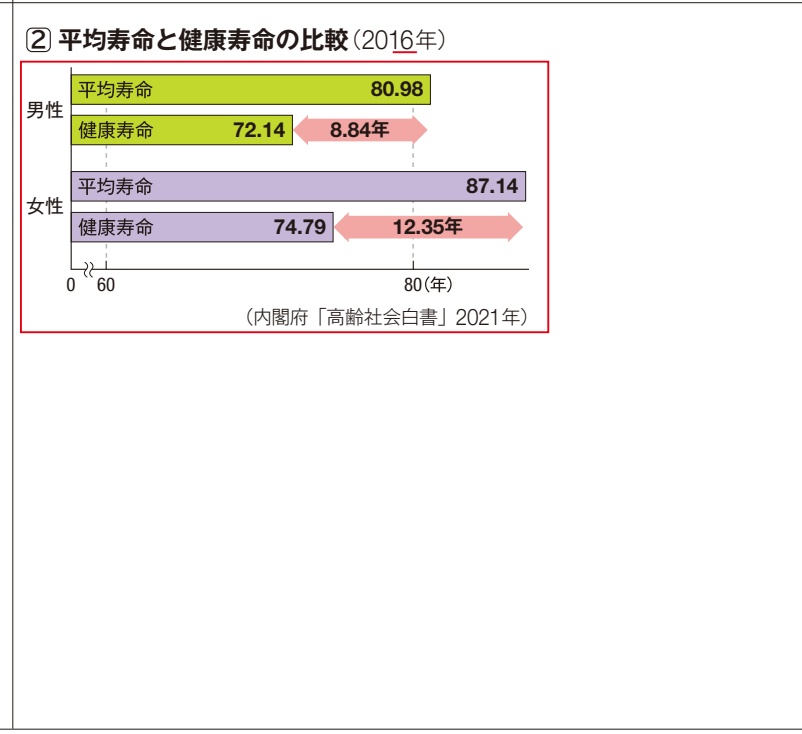
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																												
	ページ	行																																																														
10	57	②	<p><b>② 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</b></p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、兵庫県、沖縄県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (東京圏)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率 (1,2歳児) (%)</th> <th>利用率 (全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2011</td><td>25,556</td><td>31.0</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>'13</td><td>22,741</td><td>33.9</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>23,167</td><td>37.9</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>'17</td><td>26,081</td><td>45.7</td><td>42.4</td></tr> <tr><td>'19</td><td>16,772</td><td>48.1</td><td>45.8</td></tr> <tr><td>'20</td><td>12,439</td><td>50.4</td><td>47.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)	2011	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	45.7	42.4	'19	16,772	48.1	45.8	'20	12,439	50.4	47.7	<p><b>② 保育所などの待機児童数と保育所などの利用率の推移</b></p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は沖縄県、埼玉県、東京都、兵庫県、神奈川県、滋賀県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (沖縄県等)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率 (1,2歳児) (%)</th> <th>利用率 (全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2011</td><td>25,556</td><td>31.0</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>'13</td><td>22,741</td><td>33.9</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>23,167</td><td>37.9</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>'17</td><td>26,081</td><td>45.7</td><td>42.4</td></tr> <tr><td>'19</td><td>16,772</td><td>48.1</td><td>45.8</td></tr> <tr><td>'21</td><td>5,634</td><td>53.7</td><td>49.4</td></tr> <tr><td>'23</td><td>2,680</td><td>57.8</td><td>52.4</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料, こども家庭庁資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)	2011	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	45.7	42.4	'19	16,772	48.1	45.8	'21	5,634	53.7	49.4	'23	2,680	57.8	52.4
年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)																																																													
2011	25,556	31.0	33.1																																																													
'13	22,741	33.9	35.0																																																													
'15	23,167	37.9	38.1																																																													
'17	26,081	45.7	42.4																																																													
'19	16,772	48.1	45.8																																																													
'20	12,439	50.4	47.7																																																													
年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)																																																													
2011	25,556	31.0	33.1																																																													
'13	22,741	33.9	35.0																																																													
'15	23,167	37.9	38.1																																																													
'17	26,081	45.7	42.4																																																													
'19	16,772	48.1	45.8																																																													
'21	5,634	53.7	49.4																																																													
'23	2,680	57.8	52.4																																																													
11	60	④	<p><b>④ 児童虐待の相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所全国共通ダイヤル TEL : 189</li> <li>● 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク*など</li> </ul> <p>*メール相談</p>	<p><b>④ 児童虐待の相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所虐待対応ダイヤル TEL : 189</li> <li>● 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク*など</li> </ul> <p>*メール相談</p>																																																												



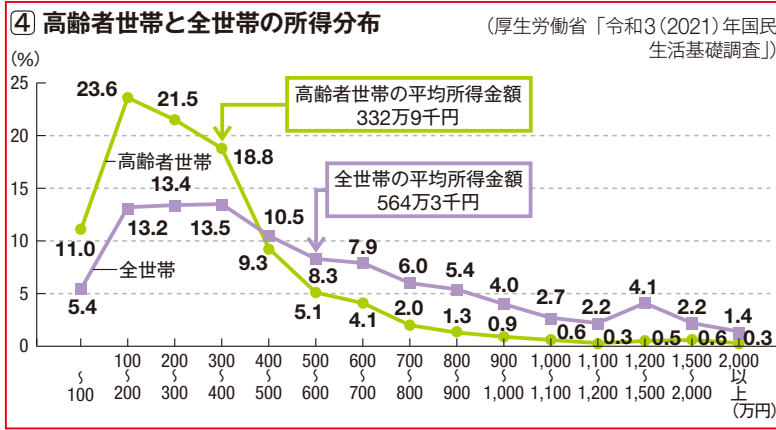
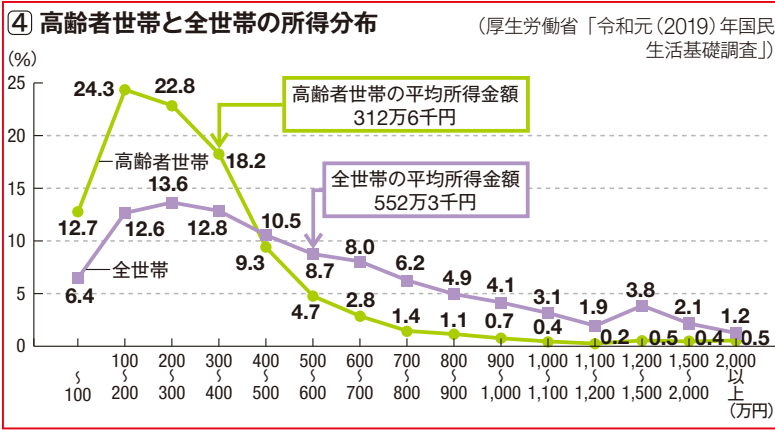
12 65 ④



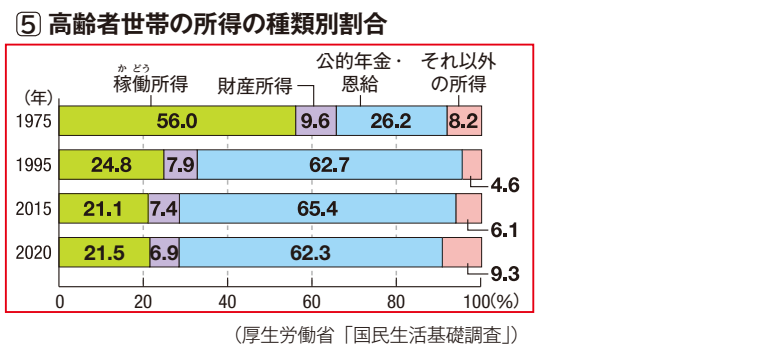
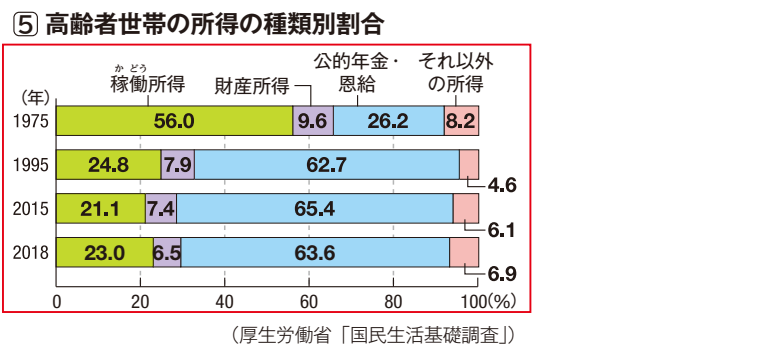
13 68 ②



14 68 4



15 69 5



番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																
	ページ	行																																																																																		
16	70	17	2005年には <sup>かいごよぼうきゅうふ</sup> 介護予防給付が追加され、介護予防が重視される	2006年には <sup>かいごよぼうきゅうふ</sup> 介護予防給付が追加され、介護予防が重視される																																																																																
17	81	③	<p><b>③ 国民負担率*1の国際比較</b></p> <table border="1"> <caption>国民負担率の国際比較 (2019年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社会保障負担率 (%)</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>財政赤字対国民所得比 (%)</th> <th>潜在的な国民負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2022年度見通し)</td> <td>18.7</td> <td>27.8</td> <td>-10.3</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2019年)</td> <td>8.5</td> <td>23.9</td> <td>-8.3</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>フランス (2019年)</td> <td>23.9</td> <td>43.1</td> <td>-4.4</td> <td>43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>	国	社会保障負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)	日本 (2022年度見通し)	18.7	27.8	-10.3	23.9	アメリカ (2019年)	8.5	23.9	-8.3	23.9	フランス (2019年)	23.9	43.1	-4.4	43.1	<p><b>③ 国民負担率*1の国際比較</b></p> <table border="1"> <caption>国民負担率の国際比較 (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社会保障負担率 (%)</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>財政赤字対国民所得比 (%)</th> <th>潜在的な国民負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>19.8</td> <td>28.2</td> <td>-15.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>8.5</td> <td>23.8</td> <td>-18.5</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>24.9</td> <td>45.0</td> <td>-13.2</td> <td>45.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比 (注) 2020年の値。 (財務省資料)</p>	国	社会保障負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)	日本	19.8	28.2	-15.0	23.0	アメリカ	8.5	23.8	-18.5	23.8	フランス	24.9	45.0	-13.2	45.0																																								
国	社会保障負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)																																																																																
日本 (2022年度見通し)	18.7	27.8	-10.3	23.9																																																																																
アメリカ (2019年)	8.5	23.9	-8.3	23.9																																																																																
フランス (2019年)	23.9	43.1	-4.4	43.1																																																																																
国	社会保障負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)																																																																																
日本	19.8	28.2	-15.0	23.0																																																																																
アメリカ	8.5	23.8	-18.5	23.8																																																																																
フランス	24.9	45.0	-13.2	45.0																																																																																
18	89	⑥	<p><b>⑥ 外食率と食の外部化率の推移</b></p> <table border="1"> <caption>外食率と食の外部化率の推移 (1975-2021年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>28.4</td><td>27.8</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>1985</td><td>35.4</td><td>33.5</td><td>33.5</td></tr> <tr><td>1995</td><td>41.6</td><td>37.3</td><td>37.3</td></tr> <tr><td>2005</td><td>44.5</td><td>36.3</td><td>36.3</td></tr> <tr><td>2010</td><td>43.2</td><td>34.8</td><td>34.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>43.3</td><td>34.4</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>43.3</td><td>34.0</td><td>34.0</td></tr> <tr><td>2021</td><td>36.1</td><td>26.0</td><td>26.0</td></tr> <tr><td>2021</td><td>36.3</td><td>25.1</td><td>25.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの ((公財)食の安全・安心財団資料)</p>	年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)	1975	28.4	27.8	27.8	1985	35.4	33.5	33.5	1995	41.6	37.3	37.3	2005	44.5	36.3	36.3	2010	43.2	34.8	34.8	2015	43.3	34.4	34.4	2020	43.3	34.0	34.0	2021	36.1	26.0	26.0	2021	36.3	25.1	25.1	<p><b>⑥ 外食率と食の外部化率の推移</b></p> <table border="1"> <caption>外食率と食の外部化率の推移 (1975-2021年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>28.4</td><td>27.8</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>1985</td><td>35.4</td><td>33.5</td><td>33.5</td></tr> <tr><td>1995</td><td>41.6</td><td>37.3</td><td>37.3</td></tr> <tr><td>2005</td><td>44.5</td><td>36.3</td><td>36.3</td></tr> <tr><td>2010</td><td>43.2</td><td>34.8</td><td>34.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>43.3</td><td>34.4</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>43.3</td><td>34.0</td><td>34.0</td></tr> <tr><td>2021</td><td>35.7</td><td>26.1</td><td>26.1</td></tr> <tr><td>2021</td><td>36.3</td><td>25.1</td><td>25.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの ((公財)食の安全・安心財団資料)</p>	年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)	1975	28.4	27.8	27.8	1985	35.4	33.5	33.5	1995	41.6	37.3	37.3	2005	44.5	36.3	36.3	2010	43.2	34.8	34.8	2015	43.3	34.4	34.4	2020	43.3	34.0	34.0	2021	35.7	26.1	26.1	2021	36.3	25.1	25.1
年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)																																																																																	
1975	28.4	27.8	27.8																																																																																	
1985	35.4	33.5	33.5																																																																																	
1995	41.6	37.3	37.3																																																																																	
2005	44.5	36.3	36.3																																																																																	
2010	43.2	34.8	34.8																																																																																	
2015	43.3	34.4	34.4																																																																																	
2020	43.3	34.0	34.0																																																																																	
2021	36.1	26.0	26.0																																																																																	
2021	36.3	25.1	25.1																																																																																	
年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)																																																																																	
1975	28.4	27.8	27.8																																																																																	
1985	35.4	33.5	33.5																																																																																	
1995	41.6	37.3	37.3																																																																																	
2005	44.5	36.3	36.3																																																																																	
2010	43.2	34.8	34.8																																																																																	
2015	43.3	34.4	34.4																																																																																	
2020	43.3	34.0	34.0																																																																																	
2021	35.7	26.1	26.1																																																																																	
2021	36.3	25.1	25.1																																																																																	

番号	訂正箇所		原文					
	ページ	行						
19	100	②	脂溶性	ビタミンE	体内の脂質の酸化防止・老化防止	(不明)	—	植物性油脂・種実
				ビタミンD	カルシウムやリンの吸収を調節	骨軟化症(成人)・くる病(乳幼児)	高カルシウム血症・腎障害	魚類・卵黄・きのこ
				ビタミンK	血液凝固	血液の凝固不良・内出血(新生児)	—	緑黄色野菜・納豆

番号


訂正箇所  
ページ 行

## 訂 正 文

脂溶性	ビタミンD	カルシウムやリンの吸収を調節	骨軟化症(成人)・くる病(乳幼児)	高カルシウム血症・腎障害 <sup>じん</sup>	魚類・卵黄・きのこ
	ビタミンE	体内の脂質の酸化防止・老化防止	(不明)	—	植物性油脂・種実
	ビタミンK	血液凝固 <sup>けつよくこ</sup>	血液の凝固不良・内出血(新生児)	—	緑黄色野菜・納豆

番号	訂正箇所		原 文					
	ページ	行						
20	100	②	性 B群	ナイアシン	糖質, 脂質, たんぱく質の代謝に関係	<u>食欲不振・皮膚炎・ペラグラ</u>	—	レバー・食肉・魚類

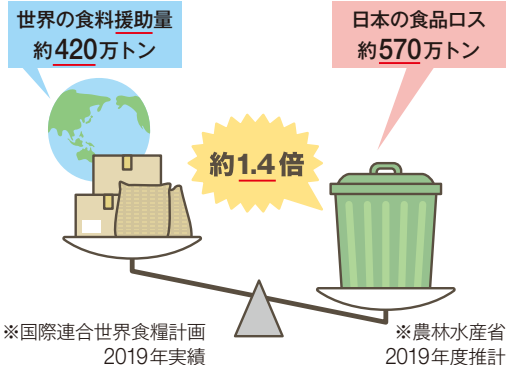
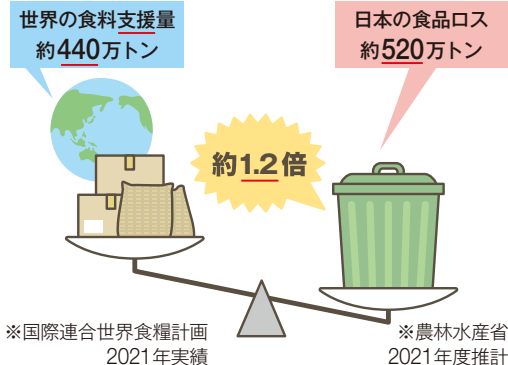
番号	訂正箇所		訂 正 文				
	ページ	行					
			<b>性</b> <b>B群</b> ナイアシン	糖質, 脂質, たんぱく質の代謝に関係	<u>ペラグラ(皮膚炎・<sup>けり</sup>下痢・認知症)</u>	—	レバー・食肉・魚類



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
21	103	⑥	消費期限 製造後劣化が速い食品(おおむね5日以内)に付けられ、年月日で表示。総菜、弁当など。	消費期限 製造後劣化が早い食品(おおむね5日以内)に付けられ、年月日で表示。総菜、弁当など。
22	105	9	<p>要である。そのため、アレルギーを起こしやすい⑦品目を原材料</p> <p>側注② ②表示が義務である⑦品目：小麦、そば、卵、乳、らっかせい(ピーナッツ)、えび、かに</p> <p><b>アレルギー表示の例</b> <span style="color:red">削除</span></p>  <p>表示が推奨される②①品目：あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・だいず・とり肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ・ごま・カシューナッツ・アーモンド</p> <p>③一律基準 食品衛生法で定める「人の健康を損なうおそれのない量」のことで、0.01ppmと設定されている。</p> <p>④ポストハーベスト農薬 収穫後に保存や輸送中のかびの繁殖などを防止するために使用される農薬のこと。日本では禁止されている。</p>	<p>要である。そのため、アレルギーを起こしやすい⑧品目を原材料</p> <p>②表示が義務である⑧品目：小麦、そば、卵、乳、らっかせい(ピーナッツ)、えび、かに、くるみ*</p> <p>*2023年3月に表示が義務化されたが、2025年3月31日までに製造・加工される食品などについては、従前の規定による表示が認められている。</p> <p>表示が推奨される②①品目：あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・だいず・とり肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ・ごま・カシューナッツ・アーモンド</p> <p>③一律基準 食品衛生法で定める「人の健康を損なうおそれのない量」のことで、0.01ppmと設定されている。</p> <p>④ポストハーベスト農薬 収穫後に保存や輸送中のかびの繁殖などを防止するために使用される農薬のこと。日本では禁止されている。</p>



番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
23	128	脚注	<p><u>クッキング自給率(こくさんと学ぶ料理自給率計算ソフト)</u> 日本の自給率は年々下がり, ついに危険域の40%以下に落ち込んだ。農林水産省のウェブサイトにある「クッキング自給率」のソフトを使って, 自分の食事について自給率を算出することができる。</p>

番号	訂正箇所		訂 正 文
	ページ	行	
			<p><u>自給率計算</u> 近年の日本の自給率は、40%を下回っている。農林水産省の「やってみよう！自給率計算」というウェブページより、計算ソフトを使って、料理に使用されている食材の種類と量から、自分の食事について自給率を算出することができる。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
24	130	4-8	<p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,510万トン（2019年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス<small>しよくひん</small>という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約570万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.4倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p>  <p>※国際連合世界食糧計画 2019年実績</p> <p>※農林水産省 2019年度推計</p>	<p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,400万トン（2021年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス<small>しよくひん</small>という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約520万トンと推定され、世界全体の食料支援量の約1.2倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p>  <p>※国際連合世界食糧計画 2021年実績</p> <p>※農林水産省 2021年度推計</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
25	136	側注①	<p>①被服気候 体幹部の皮膚面において快適と感じる被服最内空気層の温度・湿度は、<math>32\pm 1^{\circ}\text{C}</math>、<math>50\pm 10\%</math>である。</p> <p>②熱伝導率 熱の伝えやすさをいい、空気を1とすると、綿3.3、羊毛1.7、水23.3、銅16,800である。(島崎恒蔵「衣服材料の科学(第3版)」)</p>	<p>①被服気候 体幹部の皮膚面において快適と感じる被服最内空気層の温度・湿度は、<math>32\pm 1^{\circ}\text{C}</math>、<u>60%以下</u>である。(田村照子「衣環境の科学」)</p> <p>②熱伝導率 熱の伝えやすさをいい、空気を1とすると、綿3.3、羊毛1.7、水23.3、銅16,800である。(島崎恒蔵「衣服材料の科学(第3版)」)</p>
		②	<p>② 特殊な被服の例</p>  <p>消防服は、燃えにくく熱に強い布で作られ、着脱しやすく動きやすい形に工夫されている。</p>	<p>② 特殊な被服の例</p>  <p>消防服は、燃えにくく熱に強い布で作られ、着脱しやすく動きやすい形に工夫されている。</p>

原 文

訂 正 文

**サイズ表示 (JIS)**

●成人女子用ドレスの場合

サイズ絵表示 寸法列記表示

9AR

↑

(9) (A) (R)

バストの 体型を 身長を  
分類番号 示す記号 示す記号

バスト		体型	ヒップの大きさ
番号	寸法 (cm)		
3	74	A	A体型より4cm小さい
5	77	AB	A体型より4cm大きい
7	80	B	A体型より8cm大きい
9	83	<b>身長</b>	
11	86	記号	寸法 (cm)
13	89		
15	92	PP	142
17	96	P	150
19	100	R	158
		T	166

●成人男子用ジャケットの場合

サイズ絵表示 寸法列記表示

92A4

↑

(92) (A) (4)

チェスト 体型を 身長を  
寸法 示す記号 示す番号

チェスト		身長	
体型の記号	ウエストとの寸法差 (cm)	番号	寸法 (cm)
J	20	3	160
JY	18	4	165
Y	16	5	170
YA	14	6	175
A	12	7	180
AB	10	8	185
B	8	9	190
BB	6		
BE	4		
E	0		

**サイズ表示 (JIS)**

●成人女子用ドレスの場合

サイズ表示の例

サイズ	
バスト	83
ヒップ	91
身長	158

(9) (R)

バストを 身長を  
示す番号 示す記号

バスト		身長	
番号	寸法 (cm)	記号	寸法 (cm)
3	74	PP	142
5	77	P	150
7	80	R	158
9	83	T	166
11	86		
13	89		
15	92		
17	96		
19	100		

●成人男子用ジャケットの場合

サイズ表示の例

サイズ	
チェスト	92
ウエスト	80
身長	165

(92) (A) (4)

チェスト 体型を 身長を  
寸法 示す記号 示す番号

チェスト		身長	
体型の記号	ウエストとの寸法差 (cm)	番号	寸法 (cm)
J	20	3	160
JY	18	4	165
Y	16	5	170
YA	14	6	175
A	12	7	180
AB	10	8	185
B	8	9	190
BB	6		
BE	4		
E	0		

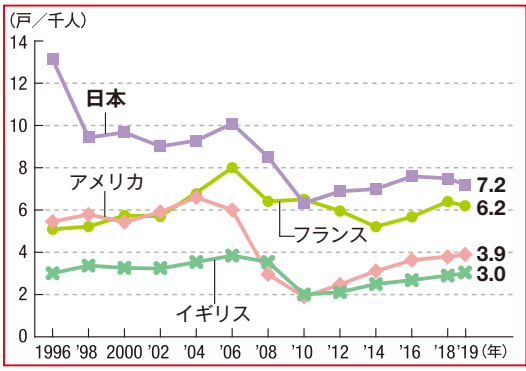
(注)このほか、男女兼用サイズが新たに追加された。

番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
27	170	脚注	<p><u>住宅用火災警報器の設置義務</u> 2006年に消防法が改正され、全ての住宅の寝室と階段に、火災警報器の設置が義務付けられた。<u>地域によっては台所や全ての居室にも設置しなければならない。</u>あなたの家には火災警報器があるだろうか。確認してみよう。</p>

番号	訂正箇所		訂 正 文
	ページ	行	
			<p><u>住宅用火災警報器の設置義務</u> 2004年の消防法の改正により、全ての住宅で火災警報器の設置が義務付けられ、<u>2011年6月には各市町村の条例に基づき、すべての市町村において施行された。</u>あなたの家には火災警報器があるだろうか。確認してみよう。</p>

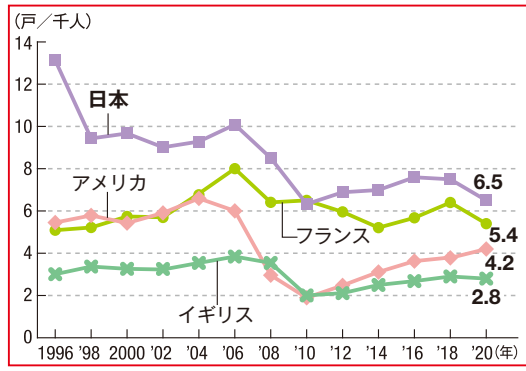
29 176 ②

② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数



(① ②) : 国土交通省「住宅経済関連データ」

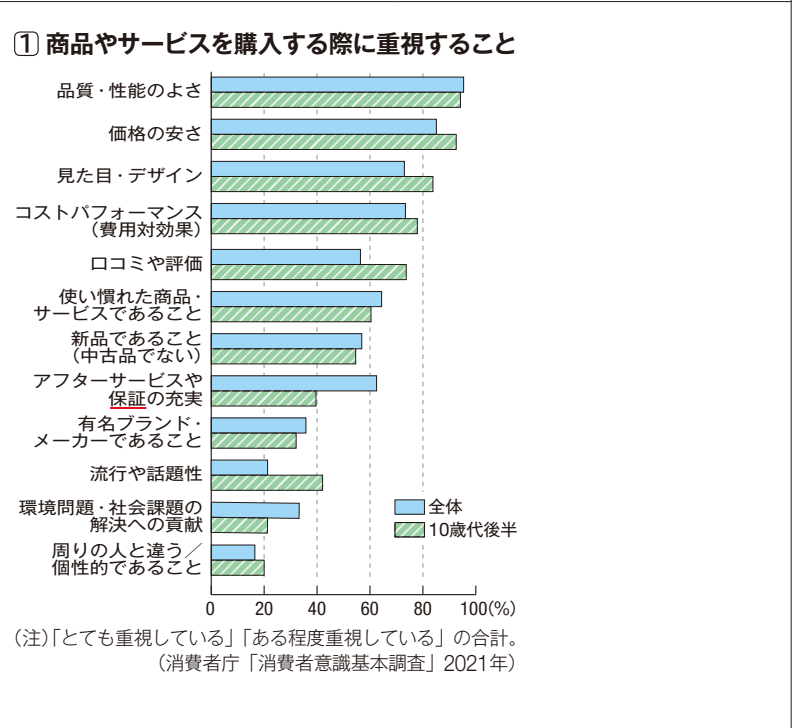
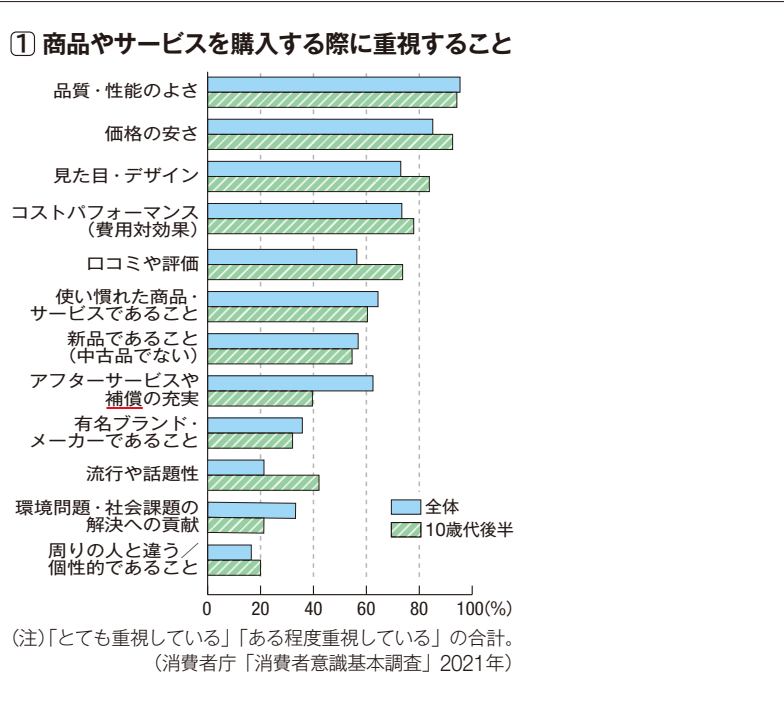
② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数



(① ②) : 国土交通省「住宅経済関連データ」



30 184 ①



31 190 TRY

▶ クーリング・オフの通知書を送る

- 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知を発信する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能。両面をコピーし、控えを5年間は保管する。
- 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を郵送する。
- 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、書面(はがき)を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る方法(特定記録郵便や簡易書留)で郵送する。

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社×××  営業所 担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

(国民生活センター「2022年版 くらしの豆知識」より作成)

▶ クーリング・オフの通知書を送る(はがきや電子メール)

- 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知を発信する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能。はがきの場合は両面をコピー、メールの場合は送信メールを保存するなど控えを5年間は保管する。
- 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を送る。
- 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、通知書を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る方法で送る(郵送の場合は、特定記録郵便や簡易書留)。

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社×××  営業所 担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

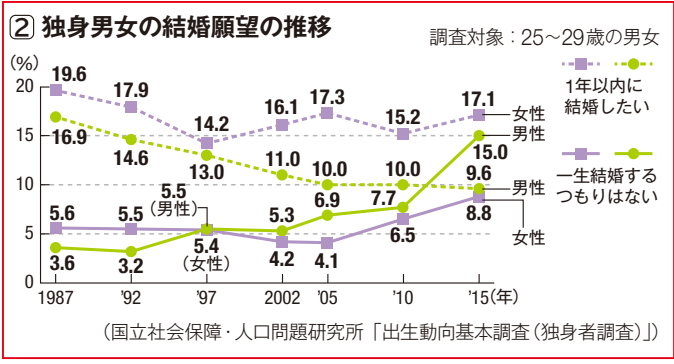
(国民生活センター「2023年版 くらしの豆知識」より作成)

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																										
	ページ	行																																												
32	194	①	<p>毎月の労働時間の変動に応じた金額が支給される。<sup>39</sup></p> <p>*1 控除のうち、労働組合費は法定ではない。</p> <p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。<sup>39</sup>①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p> <table border="1"> <tr><td>支給額</td><td>78,080</td></tr> <tr><td>控除額</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>78,080</td></tr> </table>	支給額	78,080	控除額	0		78,080	<p>毎月の労働時間の変動に応じた金額が支給される。<sup>39</sup></p> <p>*1 控除のうち、労働組合費は法定ではない。</p> <p>*2 パートやアルバイトで週労働時間が正社員の3/4未満でも、<sup>39</sup>次の要件を満たす場合には加入する。①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者(2024年10月から51人以上に改正)。<sup>32</sup>②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p> <table border="1"> <tr><td>支給額</td><td>78,080</td></tr> <tr><td>控除額</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>78,080</td></tr> </table>	支給額	78,080	控除額	0		78,080																														
支給額	78,080																																													
控除額	0																																													
	78,080																																													
支給額	78,080																																													
控除額	0																																													
	78,080																																													
39	194	①	<table border="1"> <tr><td>支給額</td><td>78,080</td></tr> <tr><td>控除額</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>78,080</td></tr> </table>	支給額	78,080	控除額	0		78,080	<table border="1"> <tr><td>支給額</td><td>78,080</td></tr> <tr><td>控除額</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>78,080</td></tr> </table>	支給額	78,080	控除額	0		78,080																														
支給額	78,080																																													
控除額	0																																													
	78,080																																													
支給額	78,080																																													
控除額	0																																													
	78,080																																													
33	195	③	<p><b>③ 子どもの教育費</b>(年間、1人あたり)</p> <p>①幼稚園～高等学校 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>223,647</td> <td>321,281</td> <td>488,397</td> <td>457,380</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>527,916</td> <td>1,598,691</td> <td>1,406,433</td> <td>969,911</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学校教育費と学校給食費、学校外活動費の合計。 (文部科学省「平成30(2018)年度 子供の学習費調査」)</p> <p>②大学 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国立</th> <th>私立(文系)</th> <th>私立(理系)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>817,800</td> <td>1,166,922</td> <td>1,544,962</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国立大学は標準額における授業料と入学料の合計、私立大学は初年度納入の授業料、入学料、施設設備費の合計。 (「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、文部科学省「平成30(2018)年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人あたり)の調査結果について」)</p>		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	公立	223,647	321,281	488,397	457,380	私立	527,916	1,598,691	1,406,433	969,911	国立	私立(文系)	私立(理系)	817,800	1,166,922	1,544,962	<p><b>③ 子どもの教育費</b>(年間、1人あたり)</p> <p>①幼稚園～高等学校 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>165,126</td> <td>352,566</td> <td>538,799</td> <td>512,971</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>308,909</td> <td>1,666,949</td> <td>1,436,353</td> <td>1,054,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学校教育費と学校給食費、学校外活動費の合計。 (文部科学省「令和3(2021)年度 子供の学習費調査」)</p> <p>②大学 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国立</th> <th>私立(文系)</th> <th>私立(理系)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>817,800</td> <td>1,188,991</td> <td>1,566,262</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国立大学は標準額における授業料と入学金の合計、私立大学は初年度納入の授業料、入学金、施設設備費の合計。 (「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、文部科学省「令和3(2021)年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人あたり)の調査結果について」)</p>		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	公立	165,126	352,566	538,799	512,971	私立	308,909	1,666,949	1,436,353	1,054,444	国立	私立(文系)	私立(理系)	817,800	1,188,991	1,566,262
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校																																										
公立	223,647	321,281	488,397	457,380																																										
私立	527,916	1,598,691	1,406,433	969,911																																										
国立	私立(文系)	私立(理系)																																												
817,800	1,166,922	1,544,962																																												
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校																																										
公立	165,126	352,566	538,799	512,971																																										
私立	308,909	1,666,949	1,436,353	1,054,444																																										
国立	私立(文系)	私立(理系)																																												
817,800	1,188,991	1,566,262																																												
34	196	25-26	<p>の平均貯蓄額は増加している一方で、貯蓄の全くない世帯は夫婦世帯の約2割、単身世帯の約3割で増加傾向<sup>削除</sup>あり、二極化している。</p>	<p>の平均貯蓄額は増加している。貯蓄の全くない世帯は夫婦世帯の約2割、単身世帯の約3割であり、二極化している。</p>																																										

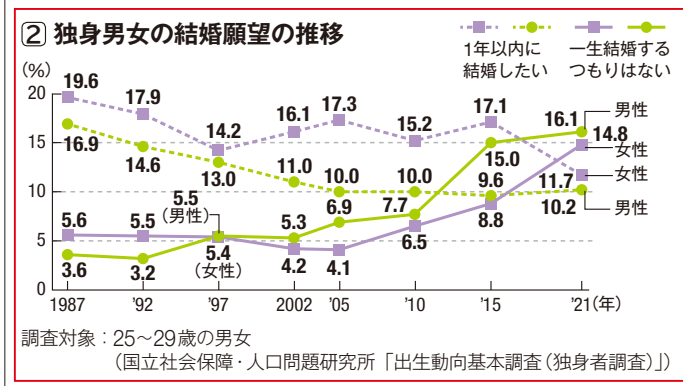
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
35	197	24-25	<p>▶ TRY</p> <p>る。複数の業者からお金を借りて借金の返済に追われ、返済不能になる状況を<b>多重債務</b>という。借りたお金を返すのは当然のことだが、当初借りた金額をはるかに超え、多重債務に陥ってしまう</p>	<p>▶ TRY</p> <p>る。複数の業者からお金を借りて借金の返済に追われる状況を<b>多重債務</b>といい、返済不能に陥る。借りたお金を返すのは当然のことだが、当初借りた金額をはるかに超え、多重債務に陥ってし</p>
36	200	右上		
37	202	①	<p>① 循環型社会形成推進のための法体系</p> 	<p>① 循環型社会形成推進のための法体系</p> 

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
38	202	②	<p><b>② 日本のSDGs各目標の達成状況</b></p> <p>2015年には国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択された。SDGsは2030年までに達成を目指す17の目標からなる。(▶見返し2)</p> <p>達成</p> <p>要努力</p> <p>(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2021」より作成)</p>	<p><b>② 日本のSDGs各目標の達成状況</b></p> <p>2015年には国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択された。SDGsは2030年までに達成を目指す17の目標からなる。(▶見返し2)</p> <p>達成</p> <p>要努力</p> <p>(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2023」より作成)</p>
40	104	側注③	<p>③ HACCP (ハサップ) 食品の製造工程上で危害を起こす要因 (Hazard; ハザード) を分析 (Analysis) し、最も効率よく管理できる部分 (必須管理点; <b>Critical Control Point</b>) を管理し、安全を確保する手法。対象食品には、牛乳、レトルト食品、清涼飲料水などがある。</p> <p><del>HACCP</del> <span style="color:red">削除</span></p> <p>HACCPマーク</p> <p>④ アニサキス 魚介類 (さば、いか、さんまなど) に寄生する寄生虫。アニサキスの幼虫が寄生している生鮮魚介類を食べると、胃や腸の激しい痛みや嘔吐などが起こる。</p>	<p>③ HACCP (ハサップ) 食品の製造工程上で危害を起こす要因 (Hazard; ハザード) を分析 (Analysis) し、最も効率よく管理できる部分 (必須管理点; <b>Critical Control Point</b>) を管理し、安全を確保する手法。</p> <p>④ アニサキス 魚介類 (さば、いか、さんまなど) に寄生する寄生虫。アニサキスの幼虫が寄生している生鮮魚介類を食べると、胃や腸の激しい痛みや嘔吐などが起こる。</p>

42 210 ②

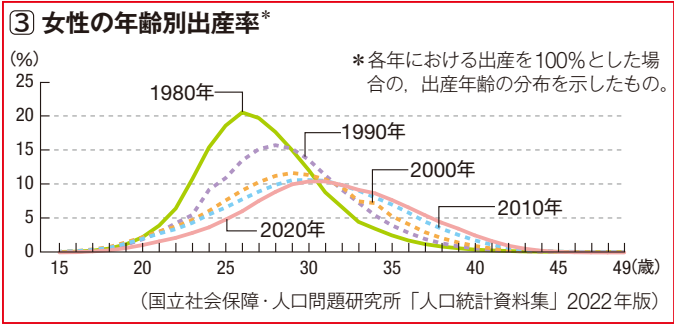


42

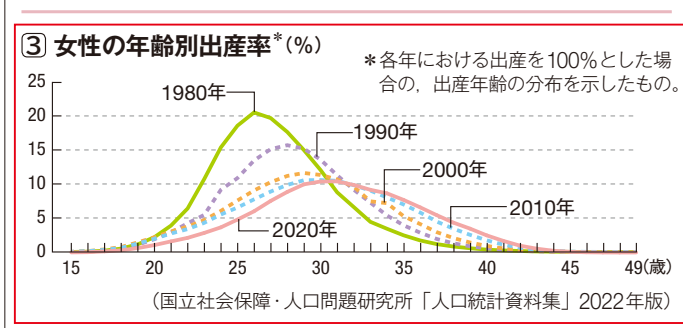


42

43 210 ③



43



43

44 101 ⑤

ため、表示をよく見て選び、できるだけ多用は避ける。また、海外で生産され、日本に輸入されている加工食品も多く、原材料の原産地が分かりにくい場合もある。

● 健康の維持増進に役立つ食品

22-28

乳児、高齢者、病者など、特別な状態にある人の利用を目的とした**特別用途食品**と、広く健康の保持や増進に役立つ機能性を表示できる**保健機能食品**がある。保健機能食品には、国が定めた安全性や有効性に関する基準などを満たして特定の保健効果が期待できる**特定保健用食品**、栄養成分の補給・補完のために利用する**栄養機能食品**、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示する**機能性表示食品**がある。

サプリメントなどの健康食品には、法令上の定義はなく、販売者の判断で売られている。栄養素の摂取は、バランスのよい食事によるのが原則であるが、サプリメントを利用する場合には、過剰摂取によって健康障害を起こすものもあるため、注意書きをよく読み、摂取量に注意しよう。

⑤ 特別用途食品と保健機能食品

特別用途食品	乳児、高齢者、病者など、特別な状態にある人の利用が目的		
	特定保健用食品	国が定めた基準を満たし、特別な保健効果が期待できる	 
	栄養機能食品	特定の栄養成分の補給・補完のため	栄養成分の機能を表示することができる 
機能性表示食品	事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示	「××の機能が報告されています」と表示できる 	

ため、表示をよく見て選び、できるだけ多用は避ける。また、海外で生産され、日本に輸入されている加工食品も多く、原材料の原産地が分かりにくい場合もある。

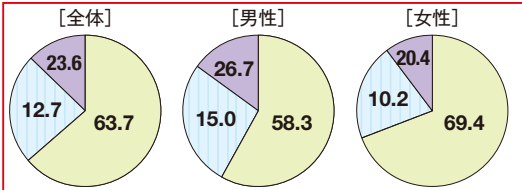
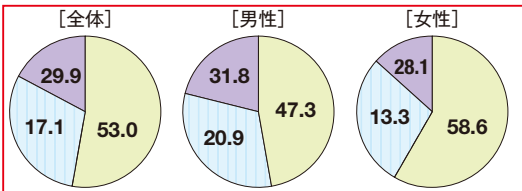
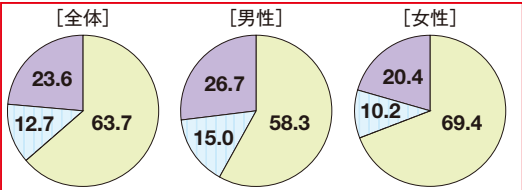
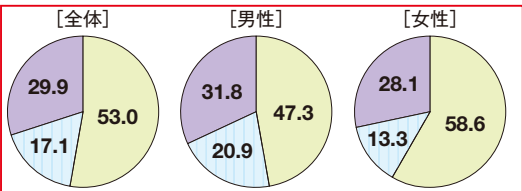
● **健康の維持増進に役立つ食品**

乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、<sup>えんげ</sup>嚥下困難者、病者などの健康の保持や回復などに適するという特別の用途について表示できる 特別用途食品と、広く健康の保持や増進に役立つ機能性を表示できる 保健機能食品がある。保健機能食品には、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品がある。特定保健用食品は、保健機能食品であると同時に、特別用途食品でもある。

サプリメントなどの健康食品には、法令上の定義はなく、販売者の判断で売られている。栄養素の摂取は、バランスのよい食事によるのが原則であるが、サプリメントを利用する場合には、過剰摂取によって健康障害を起こすものもあるため、注意書きをよく読み、摂取量に注意しよう。

⑤ **特別用途食品と保健機能食品**

特別用途食品	病者用食品、乳児用調製乳、嚥下困難者用食品など、特別の用途に適する旨を表示		(注)ただし、特定保健用食品については下表のマークが表示される。	
	保健機能食品	特定保健用食品 国が定めた基準を満たし、特定の保健効果が期待できる		
		栄養機能食品 特定の栄養成分の補給・補完のため		
機能性表示食品	事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示			

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
45	106	③	<p><b>③ 食品の栄養価の計算方法</b></p> <p>食品の成分値×食品の重量(g)÷100(g)</p> <p>例 鶏卵50gの場合(「日本食品標準成分表」による)。            エネルギー：<math>151 \times 50 \div 100 \approx 76\text{kcal}</math>            たんぱく質：<math>12.3 \times 50 \div 100 \approx 6.2\text{g}</math></p>	<p><b>③ 食品の栄養価の計算方法</b></p> <p>食品の成分値×食品の重量(g)÷100(g)</p> <p>例 鶏卵50gの場合(「日本食品標準成分表」による)。            エネルギー：<math>142 \times 50 \div 100 = 71\text{kcal}</math>            たんぱく質：<math>12.2 \times 50 \div 100 = 6.1\text{g}</math></p>
46	212	①	<p><b>① ワーク(仕事)とライフ(家庭・プライベート)のどちらを優先するか(%)</b></p> <p>①2017年度</p>  <p>②2011年度</p>  <p> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> ライフ優先       <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #a6c9ec; border: 1px solid #000; margin-left: 20px; margin-right: 5px;"></span> ワーク優先       <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #e1d5e7; border: 1px solid #000; margin-left: 20px; margin-right: 5px;"></span> どちらともいえない     </p> <p>(内閣府「子供・若者白書」2018年)</p>	<p><b>① ワーク(仕事)とライフ(家庭・プライベート)のどちらを優先するか(%)</b></p> <p>①2017年度</p>  <p>②2011年度</p>  <p> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> ライフ優先       <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #a6c9ec; border: 1px solid #000; margin-left: 20px; margin-right: 5px;"></span> ワーク優先       <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #e1d5e7; border: 1px solid #000; margin-left: 20px; margin-right: 5px;"></span> どちらともいえない     </p> <p>(内閣府「子供・若者白書」2018年)</p>